

# 平成23年度 鶴ヶ島市環境基本計画取組状況

## ～計画目標値取組状況～

### 基本目標・1 「水と緑に育まれた生命みちあふれるまちをつくる」

#### (1) 緑地率 目標値：27.0% [都市計画課] 予算額：—

この目標数値は、「つるがしま緑のまちづくり計画」に基づくもので、都市公園及び法律や条例によって継続的な保全措置が取られている緑を「緑地」としています。緑地には、都市公園、その他の施設緑地（消費者農園・教育施設など）、農業振興地域の農用地、その他の地域制緑地（ふるさとの森・生産緑地など）があります。この「緑地」が市全域に占める割合を「緑地率」と定義しています。

～平成23年度の取組み～

都市公園及び法適用や条例の指定等によって持続性や担保性の措置がとられている緑地は、平成22年度末現在で429.0haとなっており、市域に対する緑地率は24.2%となっています。

今後、緑地の面積を維持、拡大していくために公園予定地の整備や樹林地の確保に努めていきます。

#### (2) 樹林地面積 目標値：26.3ha [都市計画課] 予算額：—

市域における雑木林・屋敷林など。なお、数値は「ふるさとの森」、「ふるさとの緑の景観地」、「市民の森」制度など、緑を守る施策により指定された樹林地面積に基づくものです。

～平成23年度の取組み～

持続性や担保性の措置がとられている樹林地面積は、平成22年度末現在で、24.0haとなっています。

現在は都市緑地法による市民緑地制度を活用した「市民の森」の指定によって、樹林地の確保を行っていますが、今後は法規制を受けていない民間の樹林地への法適用や宅地内緑化の促進などの検討をしていきます。

#### (3) 都市公園面積 目標値：40.9ha [都市計画課] 予算額：—

都市公園は、都市におけるオープンスペースの中心的な存在であり、緑豊かで良好な環境の創出、スポーツをはじめとするレクリエーション活動の場、都市における防災機能など様々な機能を持った重要な役割を果たしています。

～平成23年度の取組み～

本市における都市公園は、平成22年度末現在で61箇所、面積28.2haで、市民1人当たりの面積は4.1㎡となっています。

今後は新田土地区画整理事業及び南西部第一期土地区画整理事業によって確保された公園予定地の早期整備に努めます。

## 基本目標・2 「地球とすべての生命をまもるまちをつくる」

(1) 国の環境基準等の100%達成及び市独自の環境基準の設定

〔生活環境課〕 予算額：3,650千円

(大気汚染、水質汚濁・地下水水質調査、騒音・振動、ダイオキシン類)

～平成23年度の取組み～

＜騒音・振動＞[22年度実績、基準達成]

23年度は調査地点騒音9箇所、振動2箇所を予定。調査時期は、11月。

22年度は全箇所環境基準値以内でした。

＜大気＞[22年度実績、基準達成]

23年度は、調査地点15箇所を予定。調査時期は、9月と12月の年2回。

22年度は国の定める環境基準値以内であり、23年度も環境基準値以内と予想されます。

＜水質＞[22年度実績、基準未達成]

23年度は、調査地点7箇所を予定。調査時期は、6月と11月の年2回。

22年度は一部で国の定める環境基準を超過している箇所があり、23年度も同箇所での環境基準値超過が懸念されます。

＜地下水＞[22年度実績、基準未達成]

23年度は、調査地点3箇所を予定。調査時期は、11月。

22年度は、一部の項目で国の定める環境基準値を超過しました。

＜ダイオキシン類＞[22年度実績、基準達成]

23年度は、大気1箇所（1週間）、土壌1箇所を予定。調査時期は、1月。

22年度は国の定める環境基準値以内であり、23年度も環境基準値以内と予想されます。

市独自の環境基準は現在、設定されていませんが、「美しく住みよい鶴ヶ島市の環境づくりの基本を定める条例」、「鶴ヶ島市の環境を保全する条例」を踏まえ、国の定める環境基準を達成できるよう市民及び事業者に対し必要な啓発及び指導に努めていきます。

(2) 二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 排出量 目標値：185,000 t/年  
[生活環境課] 予算額：—

～平成23年度の取組み～

地球温暖化防止に向けた二酸化炭素排出量削減のための取り組みとしては、環境月間や地球温暖化防止月間などのキャンペーンを通じた啓発、「環境家計簿」活用のほか、市民や事業所の積極的な参加を促しながら取り組む緑のカーテンの普及推進など、日常生活や事業活動の中からの省エネルギーや省資源の実践を呼び掛けます。

(3) 市民1人1日当たりのごみの排出量 目標値：700 g [生活環境課]  
予算額：— (埼玉西部環境保全組合負担金 707,849千円)

～平成23年度の取組み～

ごみの減量には、ごみそのものを発生させないことが重要であることから、5Rの取り組みを、引き続き進めます。

また、ごみの減量に対する市民意識の向上や、資源の分別の徹底を図ることを、環境月間の展示を始め、地球温暖化防止月間キャンペーン、環境学習会など、様々な機会を通じて市民へ呼び掛けるとともに、生ごみの減量化、資源化に向け、調査研究を進めてきました。今後は、その具体的な方法について、検討をしていきます。

(4) つるバス・つるワゴン年間延利用者数

目標値：200,000人 [総務人権推進課]  
※環境基本計画当初目標値108,000人  
予算額：95,168千円

～平成23年度の取組み～

平成22年2月に循環バスから市民バス・乗合タクシーへと運行形態の見直しを図り、見直し後の利用者数については、漸増傾向となっています。

- ・平成15年度利用者数 105,647人
- ・平成16年度利用者数 97,706人
- ・平成17年度利用者数 100,672人
- ・平成18年度利用者数 101,667人
- ・平成19年度利用者数 110,010人
- ・平成20年度利用者数 122,012人
- ・平成21年度利用者数 128,267人  
(市民バス：121,206人、乗合タクシー：7,061人)
- ・平成22年度利用者数 158,688人  
(市民バス：105,354人・乗合タクシー：53,334人)

今年度については、適正な規模の車両(ワゴンタイプ)の導入や、利便性の向上を図るための路線の統合等を実施したことに加え、利用実態に即した必要な改善とともに、公共交通利用に向けた意識改善への取り組み(モビリティマネジメント)を行うこととしているため、利用者数については、200,000人を目標とします。

### 基本目標・3 「安心して暮らせるまちをつくる」

(1) 国際標準規格の環境管理システム（ISO14001）の認証取得事業所数

目標値：30事業所〔生活環境課〕 予算額：—

～平成23年度の取組み～

ISO14001は環境マネジメントシステムをどのように構築すればよいかを定めたものです。具体的には、組織が自ら環境方針・目的を定め、その実現のため、PDCAサイクルを確立するものです。平成17年度以降認証取得事業所が増えておらず、平成22年度においては、取得済み企業のうち3事業所が認証を返上するなど、取得事業所が減少傾向にあります。

これは、近年環境管理システムの費用対効果を検証する事業所も多く、今後はこうした視点を踏まえた取組みが必要と考えられます。

### 基本目標・4 「人の交流の豊かなまちをつくる」

(1) 環境ボランティア参加者数 目標値：22,000人（市民の3人に1人）

〔関係課〕 予算額：5,407千円

～平成23年度の取組み～

きれいなまちづくり運動実施事業等〔生活環境課〕 予算額：5,353千円

計画目標達成のため、市民・事業者・市が協働して、まちの清掃活動を行います。また、広報等を通じて、市内自治会、各種団体、市民に積極的な参加を呼びかけます。

- ・きれいなまちづくり運動
  - 春期市内一斉清掃（23.5.15）
  - 秋期市内一斉清掃（23.10.16）
- ・大谷川クリーン大作戦
  - 春期清掃（23.5.15）
  - 秋期清掃（23.10.16）

[22年度実績]

- ・きれいなまちづくり運動 38,297人
- ・大谷川クリーン大作戦 176人

市民の森清掃等のボランティア〔都市計画課〕 予算額：—

市民の森等において「つるがしま市民の森に親しむ会」及び「特定非営利活動法人つるがしま里山サポートクラブ」の2団体が環境ボランティアを行っています。現在の取組みとしては、市民の森等における下草刈りや枝打ち、ごみ拾いなどを行っています。また、緑化の啓発に係わるレクリエーション活動も行っています。

今後においても市と団体との協働により、緑地保全を推進していきます。

**公園サポート事業〔都市計画課〕 予算額：54千円**

公園サポート制度の登録団体は、平成22年度末現在で18団体、208名のサポーターが登録されており、自主自発的に公園等の清掃、美化、緑化等の活動を行っています。

今後においても、一人でも多くのサポーターを募集し、協働による良好な維持管理をしていきます。

**道路・水辺のサポート事業〔道路建設課〕 予算額：-**

市が管理する道路及び水路において、市民と市が協力して、美化・清掃活動を行います。

**屋外広告物簡易除却事業〔道路建設課〕 予算額：-**

道路上の電柱、街路樹、ガードレール等に貼られた違法なはり紙、はり札、立看板等を市民ボランティア〔応募者を対象に講習会を受講後、市長から委嘱を受けた者（鶴ヶ島市違反簡易広告物除却推進員）〕により除却を実施します。